

金沢市千坂校下町会連合会会則

第1条 (名 称)

本会は、金沢市千坂校下町会連合会と称する。

第2条 (構 成)

本会は、金沢市千坂校下における全町会をもって構成する。

第3条 (目 的)

本会は、単位町会、諸コミュニティ組織の運営を支援し、地域における自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、地域諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保などを図り地域の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 金沢市町会連合会との連携に関すること。
2. 校下諸コミュニティとの連携に関すること。
3. 行政機関と連携協力「協働」のまちづくりに関すること。
4. 校下諸コミュニティの経費の分担、助成、配分に関すること。
5. 会員相互の親睦を図り、本会の目的達成に必要な事業に関すること

第5条 (役 員)

本会には次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 会 計 | 1名 |
| 4. 常任理事 | 若干名 |
| 5. 監 査 | 2名 |

第6条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務全般を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。また次の職務を分担し担当する。
 - (1) 地域開発推進に関すること。
 - (2) 町会活性化推進、防災(減災)活動に関すること。
 - (3) 福祉の増進に関すること。
 - (4) 環境整備に関すること。
3. 会計はこの会の経理を担当する。
4. 理事は会長の諮問に応じ会議の審議にあたる。
5. 監査は、事業・決算報告を監査し、結果を総会に報告する。
6. 役員の中に記録係を置く。

第7条（相談役）

本会に相談役をおくことができる。

第8条（役員選出）

役員は原則町会長及び諸団体長経験者をもって充てる。

1. 会長は総会において選出する。
2. 副会長および他の役員は会長が指名し、総会の承認を得て委嘱する。

第9条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とし再任は妨げない。
2. 役員の欠員により補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（会 議）

本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

1. 総 会

年1回毎年4月に開催し、会長が必要と認めたとき臨時に招集することができる。会議は役員を選任、事業報告、決算、事業計画、予算、会則の改廃、その他重要事項を審議する。

2. 例 会

原則として2か月に1回例会を開催する。重要事項が発生した場合その都度必要に応じて開催できる。

3. 役員会及び常任理事会

通常の会務の審議は役員会で行い、その他重要事項のあるときは常任理事会を随時開催する。

第11条（経費及び会計年度）

1. 年度経費は各町会の分担金、その他の収入による。
2. 各町会の分担金は世帯 3,145 円に世帯数を乗じたものとする。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第12条（事務局及び事務局員）

1. 本会の事務局を千坂公民館におく。
2. 事務局担当職員の指名は、公民館長に委嘱する。委嘱を受けた公民館主事または主事補は、会長の指示により会務を処理する。

附 則

この会則は、平成 4年4月17日制定。

平成10年4月16日一部改正。

平成17年4月21日一部改正。

平成20年4月23日一部改正。

平成24年4月22日一部改正。

平成29年4月16日一部改正